CBD・名古屋議定書の基礎

-海外遺伝資源へのアクセスと利益配分-

平成25年11月15日 第5回 有体物管理センター シンポジウム

一般財団法人 バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所 井上 歩

バイオインダストリー協会(JBA)について

Japan Bioindustry Association

■ 活動の特徴

URL: http://www.jba.or.jp/

- * 政策提言、政策対話
- * 先端バイオ情報提供、シーズ発掘・産業化
- * オープンイノベーション推進
- * 国際ネットワーク形成、国際的枠組みつくり
- * バイオインダストリー発展の基盤整備

■ 沿革

- * 1942年に酒精協会として設立
- * 1987年に現組織に改組
- * 2011年4月に一般財団法人へ移行

■ 会員

- * 企業184社(医薬品、食品、化学、情報、電子機器、ベンチャー等)
- * 公共会員97団体(大使館、地方自治体、大学等)
- * 個人会員 約800人(大学・企業の研究者等)

(2013年11月現在)

地球環境関連条約

国連環境開発会議

(リオ・サミット) 1992年開催

生物多様性条約

1992年採択 93年発効

加盟 192+EU

19条3,4、8条(g)、17条

15条、8条(j)

カルタ**ヘナ議定書** 2000年採択 03年発効 加盟 161+EU

名古屋議定書 2010年採択

気候変動枠組条約 1992年採択 94年発効 加盟 193+EU

京都議定書 1997年採択 05年発効 加盟 189+EU

名古屋・クアラルン プール補足議定書 2010年採択

生物多樣性条約

-Convention on Biological Diversity (CBD)-

- 1993年12月29日:発効(193ヵ国が加盟。米国は未締結)

生物多様性条約(CBD)の目的:

- 1) 生物多様性の保全
- 2) 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- 3) 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 (環境条約であるが、経済条約的性格をもつ)

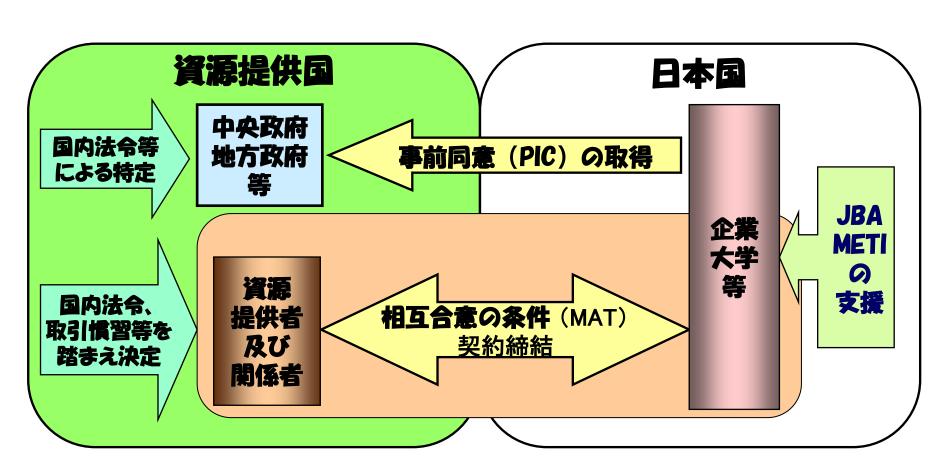
生物多様性条約第15条 遺伝資源へのアクセスと利益配分

(Access and Benefit-sharing, ABS)

- 遺伝資源に対する加盟国の主権的権利を確認→遺伝資源へのアクセスを国内法令で規制することが可能
- 是供国と利用者間での 「事前の情報に基づく同意 (Prior Informed Consent: PIC)」 が必要
- 遺伝資源の利用から生じる利益は 「相互に合意する条件 (Mutually Agreed Terms: MAT)」(契約) で配分する

アクセスと利益配分の枠組み

CBD、ボン・ガイドライン



遺伝資源とは、利益配分とは

■ <mark>遺伝資源(genetic resources)</mark> - 生物多様性条約第2条 用語-遺伝資源とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。 遺伝素材とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物ど の他に由来する素材をいう。

■ 利益配分

- 基本的には契約当事者間の問題。資源提供国の法令、行政措置により定めがある場合にはこれに従う。
- 金銭的利益と非金銭的利益
 - * 金銭的利益 アクセス料金、試料代、マイルストーン支払金、ロイヤリティー支払金 実施許諾料、研究資金 等
 - * 非金銭的利益 共同研究開発、成果の共有、教育・研修、技術指導 等

生物多様性条約第8条(j)項 伝統的知識(TK)の尊重

- 原住民・地域社会のTKを尊重する
- TKの利用がもたらす利益の衡平な配分を<mark>奨励</mark>する
- ただし、TKは定義されていない

(ABSの対象は「遺伝資源に関連した伝統的知識」)

海外遺伝資源に適正にアクセスするためには

- (1)資源提供国における関連法令を良く調べ、遵守する。
- (2)資源提供側との十分な相互理解を図った上で、権限を有する相手と契約交渉をする。
- (3)合意事項について書面で契約を結ぶ。

ABSを巡る議論の推移

1993.12.29 「生物多様性条約(CBD)」が発効 **1998.5** COP4でABSが正式議題になる。 **2000.5** COP5でガイドラインの策定方針を決定。 **2002.4**: COP6で「ボン・ガイドライン」を採択。 **2002.9** ヨハネスフルグ・サミット。 利益配分の 国際的制度(IR)の交渉を決定 **2003.3~** CBDの下でIRの交渉を継続。 入り口論で対立。2006年COP8で、2010年のCOP10まで に交渉作業の終了を決定。しかし、交渉は最後まで難航。 **2010.10** COP10で「名古屋護定書」を採択。

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)

COP10(http://www.cbd.int/cop10/)

* 期間:2010年10月18~29日(10月27~29日に閣僚級会合)

* 場所:名古屋国際会議場

* 参加:179の締約国・地域、国際機関・企業・市民団体等1万3千人以上

* 標語:「いのちの共生を、未来へ」(Life in Harmony, into the Future)





名古屋議定書の概要

条項	要点
目的(1条)	• 遺伝資源の利用から生じる利益を公正かつ衡平に配分し、 生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する
利益配分 (5条)	当事者間の相互に合意する条件(MAT)に基づき行う
アクセス (6条、7条)	資源提供国の事前の情報に基づく同意(PIC)が必要ABSに係る法律・規制要件の法的な確実性・明確性・透明性を確保
情報交換の仕組み (14条)	● <u>クリアリング・ハウスの設置</u>
法令遵守 遵 (15条& 16条) 守	●提供国の国内法と規制要件に従ったPIC取得とMAT設定を 利用国内においてチェックするための「適切で効果的か つ釣合いのとれた立法上、行政上又は政策上の措置」を とる
GR利用のモニタリン (17条)	7 ● 連守支援のため、GR等の利用をモニターするために、 1ヶ所以上のチェックポイントを指定し、所定情報を収 集・受付けする

名古屋議定書の特徴

名古屋議定書

ABSケリアリング・ハウス(ホームページ)の設置

「提供図ABS図内措置」 の整備* 提供国ABS国内法に対する 「利用国内での遵守措置」の整備

<提供国> ABS<mark>国内法の設置</mark> 許可書(PIC) の発出と、 契約設定(MAT)の確認

遺伝資源等の利用&移転

<利用国>
国内遵守措置の運用
(当局、チェックポイント等)

* ABS国内法を設置しないという選択肢もあり

日本の動き

- 平成24年9月28日 報道発表
 - 「生物多様性国家戦略2012-2020」の閣議決定
- 可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも2015 年までに、名古屋議定書に 対応する国内措置を実施することを目指す。
- 平成24年9月 環境省
 - 「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」設置
- ABSに関する名古屋議定書の早期締結を目指し、日本にふさわしい国内措置のあり 方について検討するため、産業界及び学術界の有識者等により構成される「名古屋 議定書に係る国内措置のあり方検討会」(以下、「検討会」という。)を環境省が設置。
- 資料、議事録等: http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/conf01.html

名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会

(50音順、敬称略)

浅間	宏志	日本漢方生薬製剤協会生薬委員長	(厚)
足立	直樹	(株)レスポンスアビリティ代表取締役	
○磯崎	博司	上智大学大学院地球環境学研究科教授	
小幡	裕一	(独) 理化学研究所バイオリソースセンター長	(文)
北村	喜宣	上智大学法科大学院教授	
小原	雄治	(共)情報・システム研究機構国立遺伝学研究所特任教授	(文)
鈴木	健一朗	(独)製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター上席参事官	3
炭田	精造	(一財)バイオインダストリー協会生物資源総合研究所技術顧問	(経)
寺田	雅一	(株)タキイ種苗総務部法務課長	(農)
西澤	義則	(株) 花王生物科学研究所シニアパートナー	(経)
二村	聡	(株) ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ代表取締役	
藤井	光夫	日本製薬工業協会知的財産部長	(厚)
丸山	純一	(財) 食品産業センター技術環境部次長	(農)
吉田	正人	筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授	
		(公益財団法人日本自然保護協会専務理事、IUCN日本委員会会:	長)

国内措置の検討の進め方(環境省説明)

- ■「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」
 - ●「国内措置のあり方」(基本方針、方向性等)*について検討し、報告書をとりまとめ、環境省へ提出する。
 - *座長説明:取り得る措置の幅やその幅の中でどのあたりの措置を取るべきか。
 - 具体的な国内措置については、この場では議論しない。
 - 進め方
 - 【2012年度】①国内措置のあり方に関する論点の抽出 【2013年度】②国内措置のあり方に関する総合的な討論
 - ③報告書案の検討、報告書の提出



- ■「関係省庁連絡会 作業部会」
 - 具体的な国内措置については、「あり方検討会」の結果を受け、「関係省庁連絡会作業部会」で検討する。

国内措置の検討の進め方に対する産業界・学術界委員からの要望

「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」



- 産業界・学術界も参加し、具体的な国内措置 について検討すべき。
- 産業界・学術界の各分野の実態を調査し、それを踏まえた議論をすべき。



「関係省庁連絡会 作業部会」

EUでの検討状況

- ■欧州委員会が2012年10月4日に、「域内措置案(EU Draft Regulation on ABS)」を公表。
- ■「域内での議論(欧州議会及び欧州連合理事会:通常 18~30ヶ月)の後、COP12(2014年)までに議定書を 批准する方針」と公表。
- ■2013年9月12日、欧州委員会提案に対する欧州議会 修正案を採択。
- ■今後、欧州連合理事会で議論。

他の主な先進国の動き

- テンマーク(EU加盟国)
 - 利用国措置を主とする法案を公表(EU案公表前、考慮していない)
 - 2012年10月COP11時点で、パワコメ中
- スイス
 - 「自然及び文化遺産保護法」に、利用国措置を主とする規定を追加
 - 2012年5月16日~9月6日の間、パプコメ実施
 - 2013年4月10日、連邦参事会(内閣)で採択
- /ルウェー
 - 「自然多様法」に基づく、ABS規則を策定予定(2012年10月COP11時点)
- カナダ、ニュージーランド
 - 未署名

名古屋議定書の発効に向けて

署名、批准の現状 (2013年11月8日現在)

· 署名国: 92カ国

· 批准国: 26力国

(アルバニア、スータン、ボツワナ、コモロ、コートジボアール、エジプト、エチオピア、フィージー、ガボン、コートジボアール、ギニアビサウ、ホンジュラス、インド、インドネシア、ヨルダン、ラオス、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モンゴル、パナマ、ルワンダ、セイシェル、南アフリカ、シリア、タジキスタン)

・発効:50カ国が批准した日から90日後に発効

CBDと名古屋議定書(NP)の主要な日程

2010 2011 2012 2013 2014 2015

ICNP-1 (カナダ・ モントリオール) 6月5-10日

ICNP-2 (インド・ ニューテ゛リー) 7月2-6日

ICNP-3 (韓国・ピョンチャン) 2月24-27日

COP10 (名古屋) 10月18-29日

COP 1 1 (イント・ ハイテ゛ラハ゛ート゛) 10月8-19日

COP12 (韓国・ピョンチャン) 10月6-17日 NP発効?

国際

名古屋議定書(NP)実施に向けての作業

国内

名古屋議定書(NP)批准に向けての作業

METI & JBAの公的ABS支援活動

- 遺伝資源アクセス情報提供
 - ・専用website(http://mabs.jp/)
 - ・オープンセミナー
- 相談窓口の開設
 - ・アドバイスを無料&守秘で提供
- 海外アクセスルートの開拓
 - ・2国間ワークショップ
 - ・現地調査
- 国際交渉への参加
 - ・ABSタスクフォース
 - ・国際交渉会議への参加







「遺伝資源へのアクセス手引」

- 遺伝資源利用のジレンマ
 - *提供国の「アクセス手続きが不透明」
 - *利用者がアクセスしなければ、利益 も発生しない



- 経済産業省委託事業の下、利用者向けの 手引を作成
 - *2005年3月:初版発行。
 - *2006年2月:初版英語版発行
 - *2012年3月:第2版発行
 - ●名古屋議定書の重要事項を追加
 - ●7年の実施経験を踏まえて、新たなQ&Aを追加



ご清聴ありがとうございました。